

発議第1号

水道施設整備の採択条件の緩和及び補助制度の新設を求める意見書案

水道施設整備の採択条件の緩和及び補助制度の新設を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び内閣府特命担当大臣（防災）宛て提出するものとする。

令和4年10月7日提出

提出者 和歌山市議会議員

中谷謙二

中尾友紀

中村朝人

山本忠相

尾崎方哉

芝本和己

## 水道施設整備の採択条件の緩和及び補助制度の新設を求める意見書案

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の高い水道の整備・運営に日々努めているところである。

特に、地震等の災害に備えるため、強靱な水道施設の整備に全力を傾注しているところであり、加えて、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策推進地域に指定されている本市にあっては、災害時の飲料水を確保し、安定した給水を行う必要がある。

そのため、老朽施設の更新・再構築、管路の耐震化等への取組などが喫緊の課題となっているさなか、令和3年10月3日、和歌山市において一級河川紀の川に架かる六十谷水管橋の一部が崩落し、市内の紀の川以北約6万世帯（約13万8千人）で断水等が発生した。

多額の費用が必要とされる本復旧工事の財源は、補助金制度の新設により一定確保されたが、紀の川以北地域への給水は依然として六十谷水管橋のみで、崩落前と変わりなく、また、当該水管橋の耐震化についても不完全な状態である。

こういった状況を鑑み、今後、市内全域の安定給水を確保するため、各配水池への送水管路の複線化や、新浄水場の建設検討が急務となっている。

現行では、複数の浄水場間を接続し、緊急時における相互融通に対する補助制度はあるものの、同じ浄水場系列での配水池への送水管の複線化に対する補助制度はなく、また、浄水場建設のみに特化した補助制度も存在しない。

これは、単に和歌山市に限ったことではなく、全国的な課題として浮き彫りになっている事象であり、リダンダンシー確保や、国土強靱化計画の観点から、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠であることから、下記の事項について、強く要望する。

### 記

1. 生活基盤施設耐震化等交付金事業において、補助採択条件の緩和を図り、同じ浄水場系列内における配水池への送水管複線化に対しても補助対象とすること。
2. 新浄水場を建設するに当たり、現行補助制度が活用できないことから、新たな補助制度を創設すること。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。